

三郷市立鷹野小学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」、また、「いじめは人間として絶対に許されない」という共通認識のもと、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のため、学校・家庭・地域の力を結集してその取組にあたり、安全で安心な学校づくりを推進する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

3 いじめを「生まない」 未然防止のための措置

（1）学級担任等

- ア 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に醸成する。
- イ はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ウ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- エ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- オ いじめの背景にはストレスやその原因となる要因（ストレッサー）等が存在することに着目し、どの子供も安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供できる授業づくりや集団づくりに努める。
- カ いじめを生まないためには、人と関わることを喜びと感じる体験が不可欠である。「面倒だったり、嫌なこともあつたりするけれど、他の人と関わることは楽しいし、役に立てたら嬉しい」と感じる場や機会をつくることで加害者になることを防ぐ。そこで、小中一貫教育の交流活動などの取組を通して、他者の役に立っているという「自己有用感」を子供たち全員が感じとれる「絆づくり」を進める。

- キ 児童の発達段階に応じていじめの問題を自分のこととして捉え、いじめを絶対に起こさないという道徳的実践意欲を高めるために、道徳科の授業を中心に、全教育活動をとおして、考え、議論する道徳教育を実践する。
- ク 東日本大震災により被災した児童や原子力発電所事故により避難している児童が受けた心身への多大な影響やなれない環境への不安を理解し、被災児童の心のケアを適切に行い、いじめにつながらないように支援をする。

(2) 養護教諭

- ア 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- イ 生涯学習課と連携し「命の授業」を実施する。

(3) 生徒指導担当職員

- ア いじめの問題について校内研修や職員会議等で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。その際、事例研究やロールプレイングなど実践的な指導力を身につける。
- イ 日頃から関係機関等と連携し、情報の共有化に努める。
- ウ 中学校区域ブロックで、いじめ根絶に向けた取組を行う。

(4) 管理職

- ア 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ウ 児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- エ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば、児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)

(5) 「いじめの防止等の対策のための組織」(以下、「組織」という)

- ア 学校いじめ防止基本方針によるいじめ防止対策について、学校評価に位置づけ、毎年、検証し必要に応じて計画を見直す。
- イ 定期的に会議を設けるなど、組織が機能するように努める。

4 いじめを「見のがさない」 早期発見のための措置

(1) 学級担任等

- ア 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- イ 休み時間・放課後の児童生徒との会話や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ウ 子供との面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- エ けんかやふざけ合いであっても、担任の見えないところでいじめに発展してしまうことを教師が認識し、被害児童がいじめと感じているのであれば、いじめの問題として対応をする。

(2) 養護教諭

保健室を利用する児童生徒との会話の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞き、担任に報告する。

(3) 生徒指導担当教員

- ア 定期的なアンケート調査を実施するとともに、必要に応じて臨時にアンケート調査を実施する。
- イ 保健室、スクールカウンセラーやさわやか相談員等による相談室の利用、及び電話相談窓口について児童生徒、保護者に周知する。
- ウ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の学区内巡回等において、子供の様子について異常の有無を確認する。

(4) 管理職

- ア 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- イ 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能するように努める。

5 いじめを「許さない」 いじめに対する措置

(1) 情報を集める

ア 学級担任等、養護教諭

- (ア) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- (イ) 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (ウ) 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取りを行うなどいじめの正確な実態把握を行う。
- (エ) その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- (オ) いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- (カ) 全学級で定期的に児童対象のいじめに関するアンケートを実施し、いじめの早期発見に努める。

イ 組織

- (ア) 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
※学校だよりやホームページで本いじめ防止基本方針の掲載やいじめ防止の啓発記事の掲載、保護者懇談会等で説明することにより周知し、情報を集めやすい体制を整える。
- (イ) その際、得られた情報は記録に残す。
- (ウ) 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。
- (エ) 教頭及び生徒指導主任がいじめに関する相談・通報の窓口となり、該当学年や生徒指導部の組織で対応する。

(2) 指導・支援体制を組む

ア 組織

- (ア) 正確な実態把握に基づき、「組織」を生かし、指導・支援体制を組み、次の事項に取り組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)
 - a いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
 - b 保護者への対応
 - c 教育委員会への報告
 - d 関係機関等との連携 等

- (イ) ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。
- (ウ) 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、援助を求める。
- (エ) 現状を常に把握し、隨時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- (オ) 教師がいじめを一人で抱え込まず、また、いじめへの対応が個々の教師による対応にならないように、組織で一貫した対応を行う。

(3) 子供への指導・支援を行う

ア いじめられた児童に対応する教員

- (ア) いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除く。
- (イ) いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、小学校の担任等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い、支える体制をつくる。
- (ウ) いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

イ いじめた児童に対応する教員

- (ア) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。※いじめた児童の人格の成長のためにも、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- (イ) 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりするなど、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- (ウ) いじめた児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、警察署や児童相談所等とも連携して対応する。
- (エ) いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景を把握する。
- (オ) 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

ウ 学級担任等

- (ア) 学級等で話し合を行い、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てる。
- (イ) いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- (ウ) はやしたてるなど同調していた児童生徒に対して、それらの行為はいじめと同じであることを理解させる。

エ 組織

- (ア) 状況に応じて、スクールカウンセラーや警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- (イ) いじめが解消したと思われる場合でも、卒業まで継続して十分な注意を払い、適宜必要な支援を行う。
- (ウ) 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。
- (エ) 教師は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを真摯に対応し、教師個人が対応不要と判断せず、ただちに管理職、いじめ防止推進委員会・該当学年に報告・相談する。

(4) 保護者・地域の方と連携する

ア 管理職・学級担任等

- (ア) 家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。なお、家庭訪問は、加害者及び被害者の両家庭に行い、学級担任を中心に複数の教職員で対応する。
- (イ) いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- (ウ) 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- (エ) いじめられる子、いじめた子と緊密に関わりのある保護者（例えば通学班などで関わりのある場合）や地域の方（例えばスポーツ少年団、子ども会及び民生児童委員などで関わりがある場合）と連携し、子どもの支援を行う。
- (オ) 学校自己評価、学校関係者評価にいじめに関する項目を設定し、いじめ防止の取組についてP D C Aサイクルをもって改善していく。

6 校内組織

(1) 「いじめ防止対策推進委員会」の設置

ア 組織の概要

- (ア) 本委員会は、本いじめ防止基本方針を実効的に行い、いじめと疑われる事案が起きた時の調査組織の母体とし、いじめ防止等の対策のための組織とする。
- (イ) 本委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭（または教務主任）、生徒指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談主任、養護教諭、担任外代表とする。
- (ウ) 本委員会は、必要に応じて専門家等外部機関と連携をとる。
- (エ) 本委員会は、月1回定例会を開催し、いじめ事案発生時には、緊急開催する。

イ 役割内容

<未然防止>

- (ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

<早期発見・事案対処>

- (イ) いじめの相談・つ方の窓口となる。
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- (エ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童へのアンケート調査や聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- (オ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

<本いじめ防止基本方針に基づく各種取組>

- (カ) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- (キ) 本基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- (ク) 本基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、本基本方針の見直しを行う（P D C Aサイクルの実行）。

(2) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- (ア) いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月間病んでいること。
- (イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
※被害児童に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。

(3) 重大事案への対処

ア 重大事案とは

- (ア) 児童が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な障害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

イ 重大事態の判断について

- (ア) 本校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からぬということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。
- (イ) 児童または保護者からの申し立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たる。申し立てがあった場合には、必ず調査を実施する。

(4) いじめ問題への組織的対応図

